

## 第12章 信託会社等の監督をめぐる動き

### 第1節 「信託会社等に関する総合的な監督指針」の策定

#### I 策定までの経緯

第159回通常国会に提出された「信託業法案」は、第161回臨時国会において平成16年11月26日に成立し、同年12月30日に施行されたところである。

この改正により、これまで金融機関に限定されていた信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の者が信託業に参入することが可能となったほか、信託契約代理店制度や信託受益権販売業者制度が設けられ、信託サービスの利用者の窓口が広がることになった。（資料12-1-1参照）

信託業法の公布後、金融庁において、信託業法の関係政令・府令等の整備を行う一方、新規参入業者の監督事務を担当する立場から、参入手続きを円滑に進めるとともに、参入後に問題が発生した場合の監督上の措置を適時適切に行うことにより信託の委託者、受益者の保護を図るため、「信託会社等に関する総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）を作成することとした。

監督指針（案）は、16年12月9日から12月22日までの間、パブリックコメントに付され、その結果、30の個人及び団体より約120件のコメントが寄せられた。その後、コメントを踏まえた修正を行い、同年12月28日に最終版を公表し、信託業法の施行日である同年12月30日から適用することとした。

なお、監督指針をはじめ、パブリックコメントに対する金融庁の考え方や免許・登録申請の手続案内などについては、金融庁ホームページに掲載している。

#### II 「信託会社等に関する総合的な監督指針」の概要（資料12-1-2参照）

監督指針では、金融機関以外の者による信託業への参入に関する基本的考え方や監督に当たっての基本的考え方を冒頭で示し、信託業法で規定された運用型信託会社、管理型信託会社等の類型別に、参入に当たっての具体的な審査基準や具体的な監督上の留意事項を明示している。

##### ① 免許・登録審査の具体的基準

信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業の免許・登録の審査に当たっての具体的な判断基準、例えば、信託業の審査基準である「人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること」の判断基準として、信託業務に3年以上携わった経験者、受託する財産の管理・処分業務に3年以上携わった経験者等が確保されていることなどを規定している。

なお、審査に当たっては、申請者が行おうとする業務の規模・特性に応じて個別に判断することとしている。

② 監督に当たっての留意事項

法令、監督指針に規定する免許・登録申請の際の審査基準を満たし、法令等を遵守した適切な業務運営が行われているかをチェックし、業務の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、信託業法第 42 条、第 43 条等に基づく報告徴求、業務改善命令を行うことを規定している。

③ 信託業法の解釈関係

信託業法第 2 条第 3 項に規定する管理型信託業に該当する要件である「信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託」の具体的内容や、信託業法第 22 条第 1 項に規定する「信託業務の第三者への委託」に該当するか否かの判断基準などを規定している。

④ 信託兼営金融機関の監督関係

信託兼営金融機関の監督に当たっての留意事項については、「事務ガイドライン第一分冊：預金取扱い金融機関関係」から本監督指針に移管した。基本的には信託会社に対する監督上の留意事項に準じた規定としている。

## 第2節 信託会社等の新規参入

信託業法施行後、平成17年6月30日までの信託会社等の新規参入状況は、次のとおりである。（資料12-2-1参照）

### I 信託会社

#### 1. 運用型信託会社（免許制）

17年5月27日、信託業の免許第一号として、「ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社」に対して免許を交付した。

当社は、著作権等の知的財産権を受託し、信託受益権を投資家に販売することを主な業務としており、信託を利用して、コンテンツ制作者の資金調達を促進することとしている。

#### 2. 管理型信託会社（登録制）

17年5月2日、管理型信託業の登録第一号として、関東財務局長が「SMLC信託株式会社」の登録を行った。

当社は、リース会社が保有するリース債権等を受託し、リース債権の管理、回収等を行うことを主な業務としている。信託受益権は、信託受益権販売業者から投資家に販売し、リース債権の参加者の裾野を拡大することとしている。

#### 3. 特定信託業者（届出制）

グループ企業内で行われる信託業（委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団に属していることが必要。）については、その信託の受託者が財務局長に届出を行うことにより、免許又は登録を受けることなく営むことができるが、17年6月30日までに1社の届出を受理した。

### II 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理業とは、「信託契約の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。）又は媒介を行う営業」と定義されており、17年6月30日までに財務局長の登録を受けた信託契約代理店は、179社となっている。

このうち177社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである（信託業法附則第16条第4項の規定により、信託業法の施行の際、現に内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託代理店は、施行日において当該代理店に係る金融機関を所属信託兼営金融機関として信託契約代理店の登録を受けたものとみなされている）。

なお、上記以外の2社は、純粋な新規参入であり、1社は証券会社、1社は信用金庫となっている。

### Ⅲ 信託受益権販売業者（登録制）

信託受益権販売業とは、「信託の受益権（証券取引法第2条第1項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業」と定義されており、17年6月30日までに財務局長の登録を受けた信託受益権販売業者は、237社となっている。

これらの信託受益権販売業者のほとんどは、主に不動産を信託財産とする信託受益権を販売する不動産業者である。

### 第3節 信託兼営金融機関

#### I 外国系信託銀行の退出

ユー・ビー・エス信託銀行が平成17年3月31日付で解散し、外国系信託銀行は8行となった。

#### II 信託業法の改正に併せた規制の緩和

##### 1. 信託業務のみを営む支店（いわゆる信託専門店舗）の設置の解禁

信託業務のみを営む支店については、従来の「事務ガイドライン第一分冊：預金取扱い金融機関関係」において「銀行が信託業務を兼営するとの兼営法の趣旨に鑑み、信託業務のみを取り扱う施設又は設備の設置はできない」と規定されていたが、信託業法の改正により信託業務のみを営む信託会社の設立が可能となったことを踏まえ、解禁することとした。

ただし、信託業務のみを営む支店においては「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」第1条第1項各号に掲げる業務（遺言執行業務、証券代行業務等。いわゆる併營業務）のみを行うことはできないことなど、当該支店の設置に当たっての留意事項を監督指針に規定することとした。

##### 2. 併營業務に係る代理店の範囲の拡大

信託業法の改正に伴う関係政令・府令等の整備により、信託兼営金融機関の併營業務に係る契約締結の代理・媒介業務についても金融機関以外の者が代理店として行うことが可能となった。

これにより新規に設置された代理店は、主に遺言執行業務、遺産整理業務を受託する契約の締結の代理・媒介を行うこととしている。

#### 第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第116条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることとしている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反であることを記載することとする。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

なお、金融庁ホームページにおいて、商号に「信託」を使用することは信託業法で禁止されていることや、商号に「信託」を使用している貸金業務登録業者を信用して借入れをしないよう、注意喚起を行っている。